

主な「受検の手引」販売先一覧表

名 称	所 在 地	電 話 番 号
一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部	〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8	03-3433-1575
※同 施工技術総合研究所	〒417-0801 静岡県富士市大淵3154	0545-35-0212
同 北海道支部	〒060-0003 札幌市中央区北3条西2-8 さつげんビル 5F	011-231-4428
同 東北支部	〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-4-18 太陽生命仙台北町ビル 5F	022-222-3915
同 北陸支部	〒950-0965 新潟市中央区新光町 6-1 興和ビル 9F	025-280-0128
同 中部支部	〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-17-10 三愛ビル 5F	052-962-2394
同 関西支部	〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4 谷町スリースリースビル 8F	06-6941-8845
同 中国支部	〒730-0013 広島市中区八丁堀 12-22 築地ビル 4F	082-221-6841
同 四国支部	〒760-0066 高松市福岡町 3-11-22 建設クリエイティブビル 4F	087-821-8074
同 九州支部	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-4-30 いわきビル 2F	092-436-3322
一般社団法人 沖縄しまたて協会	〒901-2122 浦添市字勢理客 4-18-1 トヨタマイカーセンター4F	098-879-2097
※同 北部支所	〒905-1152 名護市字伊差川 24-1	0980-53-1555

※を除き、郵便販売もしています。

平成30年度 2級建設機械施工技術検定試験（実地試験1回目）

受 検 の 手 引

発行 一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部
〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8
TEL 03-3433-1575（平日9:30～12:00、13:00～17:30）
FAX 03-3433-0401 URL <http://www.jcmanet.or.jp>

「受検の手引・申込用紙」共で1部500円（郵送で請求のときは送料共で1部750円）
落丁、乱丁はお取替えいたします。（不許複製）

（建設業法に基づく建設機械施工技士になるための国家試験）
平成30年度 2級建設機械施工技術検定試験

【実地試験（1回目）】^{注1)} 受 検 の 手 引

受付期間 **平成30年3月2日(金)～4月2日(月)**
※締切日「4月2日(月)」の消印まで有効(消印のある場合)

実地試験日 **平成30年8月下旬から9月中旬**

実地試験地	石狩市	仙台市	下都賀郡	秩父市	小松市
	富士市	刈谷市	明石市	小野市	広島市
	善通寺市	糟屋郡	国頭郡		

※実地試験地は、都合により変更する場合があります。

【 注 意 】

- 注1)**：受検の手引には、下記の4種類があります。受検する試験に合わせ適切な手引をお選びください。4種類のうち、**青色のもの**がこの手引です。なお、実地試験(2回目)の手引は、該当者へ当協会から平成30年2月に発送します。
- 【学科試験・実地試験】**：平成30年度に、学科試験と実地試験の両方を受検される方のための手引です。
- 【学 科 試 験 の み】**：平成30年度に学科試験を受検し、平成31年度以降に実地試験を受検される方のための手引です。
- 【実地試験(1回目)】**：平成28年度～29年度までの学科試験に合格し、平成30年度に1回目の実地試験を受検される方の手引です。
- 【実地試験(2回目)】**：平成29年度の実地試験(1回目)が不合格となり、平成30年度に学科試験を免除され2回目の実地試験を受検される方の手引です。
- 注2)**：この手引を最後までよく読み、受検の申込をしてください。
- 注3)**：当協会とよく似た名称を用い、あたかも国家資格につながる業務を扱っている団体であるかのように勧誘し、申込手続きの代行等を行っている業者がありますが、当協会とは全く関係ありません。
当協会は代行機関は一切設置しておりません。また、受検に関連する講習会も行っていません。
- 注4)**：受検申込の書類を提出した後は、記入した内容(受検種別等)の変更はできません。

国土交通大臣指定試験機関

JCMA 一般社団法人 **日本建設機械施工協会**

【この手引は、申込書提出後も必要になりますので、大切に保管してください。】

はじめに

建設機械施工技術検定試験は、建設工事の機械化施工に従事する技術者の技術の向上を図ることを目的に、建設業法第27条に基く国土交通大臣の指定する機関として、一般社団法人日本建設機械施工協会が実施するものです。

平成27年12月26日付けの建設業法施行令の一部改正により、17歳以上になる者であれば、実務経験がなくても学科試験までは受検できるようになり、学科試験の合格者は、学歴に応じた実務経験を満たした後に実地試験を受検することができるようになりました。

実地試験に合格し、所定の手続きを行うことで国土交通大臣から技術検定合格証明書が交付され、「2級建設機械施工技士」と称することが認められるとともに、建設業法に定められた一般建設業の許可要件である営業所における「専任技術者」及び工事現場における「主任技術者」となることが認められます。

なお、実地試験の受検は、学科試験（平成28年度以降の試験に限る。）に合格した年度から12年以内（合格年度を含む）に実施される実地試験に限られます。また、この12年間であれば、翌年度の実地試験に限り学科免除受検者として実地試験を受検できます。

注) 1. 本「受検の手引」では、建設業法施行令、同規則に定められている文言については、「受検資格」「受検票」「受検希望地」等の文言を使用しています。

2. 受験手数料と合格証明書交付手数料は建設業法施行令により定められた額となっております。

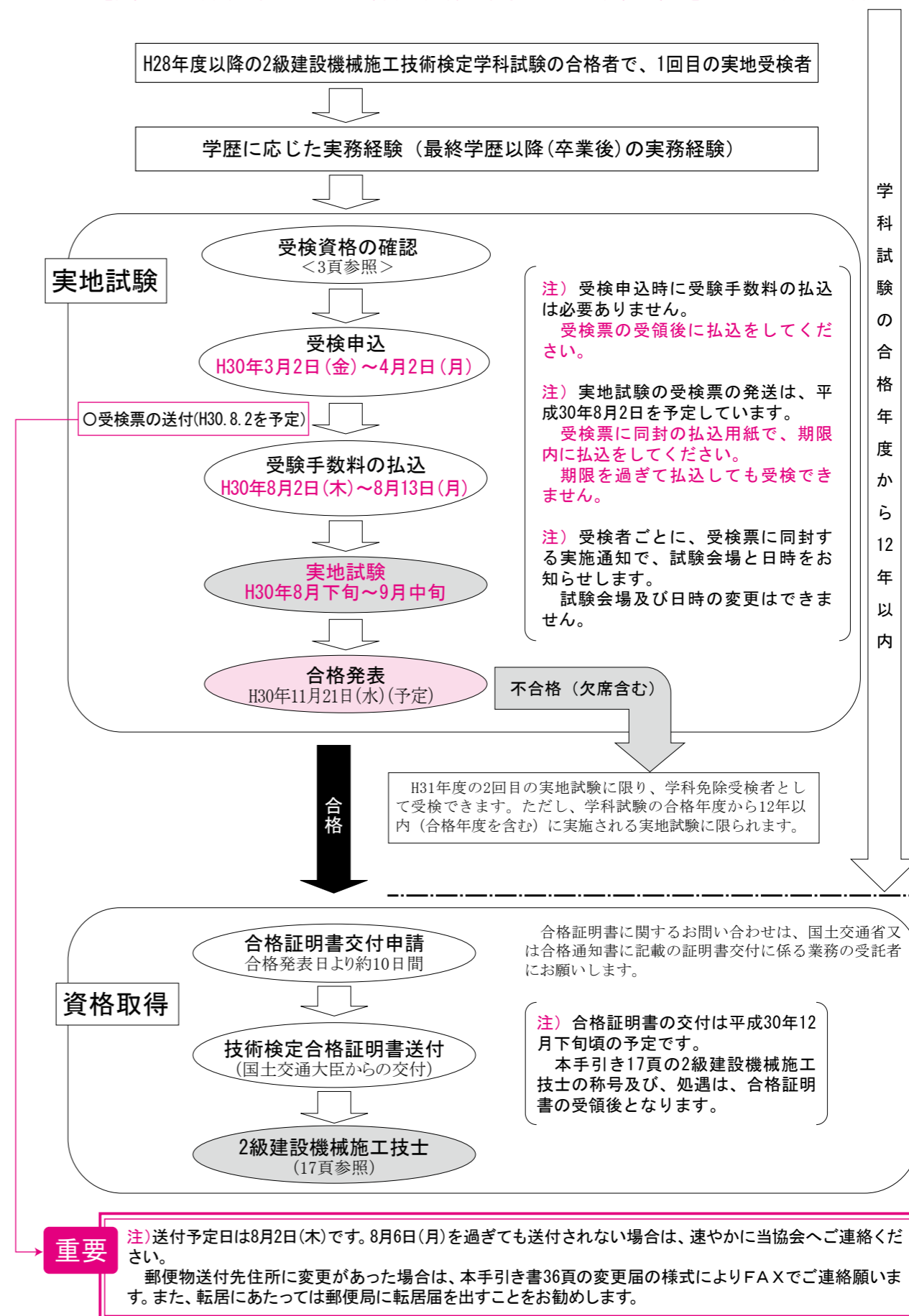
目次

2級建設機械施工技士の資格取得まで	2
1. 受検資格と申込みに必要な書類	3
2. 種別（建設機械の種類）と実務経験・学歴について	8
3. 実務経験に関する注意	10
4. 試験の方法及び内容	12
5. 試験の日時及び試験地等	13
6. 受験手数料	13
7. 受検申込みについて	14
8. 住所変更等について	15
9. 受験地変更について	15
10. 受検の取消しについて	15
11. 実地試験にあたっての注意	15
12. 合格発表及び通知	16
13. 技術検定の合格証明書交付申請手続きについて	17
14. 「2級建設機械施工技士」の処遇等	17
15. 不正行為に対する措置	17
16. 個人情報について	17
17. 申込書類の作成方法（記入例）	18
18. よくある質問	29
19. 参考	31
※変更届	36

2級建設機械施工技士の資格取得まで

注)月日まで記載の事項については、実施の都合上変更する場合があります。

※平成28年度以降の学科試験合格者は、合格から12年以内であれば連続する2回の実地試験を受検できます。
・平成30年度に1回目の実地試験を受検し不合格となった場合は、平成31年度に限り学科試験が免除となり実地試験（2回目）を受検できます。該当者へは平成31年度2月頃に、実地試験（2回目）の受検の案内を当協会から送付します。



2級建設機械施工技術検定（実地試験（1回目））

平成29年度に実地試験(1回目)を受検し不合格となり、平成30年度に実地試験(2回目)を受検する方は、平成30年2月に当協会から送付する「実地試験(2回目)の手引」をご利用ください。この手引で申請されても受検できません。

1. 受検資格と申込みに必要な書類

(1) 受検資格

平成28年以降2級建設機械施工技術検定試験の学科試験に合格し、下表の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)のいずれかに該当する者(学科試験合格年度から12年以内の者で、1回目(初めて)実地試験の受検者に限る。)

(2) 申込みに必要な書類

下表にある受検者全員が必要な書類及び受検区分に応じて必要な証明書類

区分	学歴又は資格	必要とする実務経験年数		申込に必要な書類	
		指定学科	指定学科以外	受検区分に応じて必要な証明書類	受検者全員が必要な書類
(イ)	学校教育法による ○大学卒業 ○専門学校卒業(「高度専門士」に限る)	卒業後、受検しようとする種別に6月以上で、他の種別の経験を通算して1年以上の実務経験年数が必要	卒業後、受検しようとする種別に9月以上で、他の種別の経験を通算して1年6月以上の実務経験年数が必要	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">卒業証明書等</div> <ul style="list-style-type: none"> ○区分(イ)(ロ)(ハ)(最終学歴が中学校以外の場合)は最終学歴の卒業証明が必要。 ○卒業証明書の発行年月日は問いません。 ○卒業証明書のコピーは不可 ○卒業証書の原本及びそのコピーは不可 ○卒業された学校・学科によっては成績証明書等が必要です。(別冊の「指定学科・専修学校等一覧」を参照) ○大学院修了者の場合は、大学の卒業証明書が必要です。(大学院の修了証明書は不可) ○高卒認定試験合格者等については、合格証明書が必要となります。 ○「高度専門士」「専門士」の資格によって受検申込する場合はその称号を証明する書類も必要です。(称号取得証明書等) ○卒業した学校が「学校統合」等で存在しない場合、その学校があった都道府県や市町村の教育委員会に卒業証明書等の入手方法を問い合わせてください。 	<p>① 受検申請書類 2枚</p> <p>[履歴票・実務経験証明書・受検申請書1枚 写真票]</p> <p>○同封の指定用紙を使用してください。</p> <p>② 受検申込書 1枚(コンピュータ入力票)</p> <p>○同封の指定用紙を使用してください。</p> <p>③ 本籍地記載の住民票 1通 住民票は、マイナンバーの記載がないものとしてください。</p> <p>○取得後6ヶ月以内のもの。</p> <p>○住民票のコピーは不可。</p> <p>○外国籍の方は国籍・通称名記載のものが必要です。</p> <p>○婚姻等の理由により添付する他の書類(卒業証明書等)と氏名が変わっている場合は戸籍抄本が必要です。</p> <p>④ パスポート用カラー証明写真 1枚</p> <p>写真店で撮影した明るさやコントラストが適切で鮮明なカラー証明写真</p> <p>①縦4.5cm×横3.5cmのパスポート申請用のもの</p> <p>②6ヶ月以内に撮影した、カラー、フチなし</p> <p>③無背景、無帽、正面を向いたもの(概ね肩から上)</p> <p>○以下の写真は使用できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自前のデジタルカメラ等で撮影したもの ・背景(壁・窓・カーテン等)があるものや背景と服の色が同じもの ・スナップ写真や普通紙にプリントしたもの、インクの色がにじんでいるもの ・前髪、メガネのフレームが目にかかっているものや照明が反射しているもの ・サングラス、色が入ったレンズ、マスク、帽子等を着用したものの ・写真の人物像の頭頂部から顎までの長さが3センチ以下のもの <p>○写真の裏に、氏名、受検する級、受検希望地を記入してください。</p> <p>○写真貼付欄にはがれないように全面のり付けしてください。(セロテープ使用不可。写真に傷や汚れがつかないように注意してください)</p> <p>※合格証明書の写真は、写真票の写真を転写します。不適切な場合は再提出していただきます(受検できない場合もあります)。</p>
(ロ)	学校教育法による ○短期大学卒業 ○高等専門学校卒業 ○専門学校卒業(「専門士」に限る)	卒業後、次のいずれかの実務経験年数が必要 ①受検しようとする種別に1年6月以上 ②同上の経験が1年以上1年6月未満で、他の種別の経験を通算して2年以上	卒業後、次のいずれかの実務経験年数が必要 ①受検しようとする種別に2年以上 ②同上の経験が1年6月以上2年未満で、他の種別の経験を通算して3年以上		
(ハ)	学校教育法による ○高等学校・中等教育学校卒業 ○専門学校卒業(「専門士」に限る)	卒業後、次のいずれかの実務経験年数が必要 ①受検しようとする種別に2年以上 ②同上の経験が1年6月以上2年未満で、他の種別の経験を通算して3年以上	卒業後、次のいずれかの実務経験年数が必要 ①受検しようとする種別に3年以上 ②同上の経験が2年3月以上3年未満で、他の種別の経験を通算して4年6月以上		
(ニ)	その他の者 (最終学歴が中学校の場合が対象)	卒業後、次のいずれかの実務経験年数が必要 ①受検しようとする種別に6年以上 ②同上の経験が4年以上6年未満で、他の種別の経験を通算して8年以上	卒業証明書は必要ありません。		

※高卒認定試験合格者等について

高等学校の指定学科以外を卒業した者には、文部科学省(旧文部省)が実施していた以下に示す①から⑦の試験に合格した者(以下「高卒認定試験合格者等」)を含みます。

① 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による試験、② 旧大学入学試験検定規程(昭和26年文部省令第13号)による検定、③ 旧専門学校入学者検定規程(大正13年文部省令第22号)による検定、④ 旧高等学校高等科入学資格試験規程(大正8年文部省令第9号)による試験、⑤ 旧高等学校令(大正7年勅令第389号)による高等学校の尋常科、⑥ 旧

青年学校令(昭和14年勅令第254号)による青年学校本課、⑦ 旧師範教育令(昭和18年勅令第109号)による付属中学、師範学校予科若しくは青年師範学校予科卒業又は修了者。

・高等学校を卒業した者には、旧実業学校卒業程度検定規定(大正14年文部省令第30号)による検定合格者を含む。
・短期大学を卒業した者には、旧専門学校卒業程度検定規定(昭和18年文部省令第46号)による検定合格者を含む。

申込に必要な書類に不足があると受検できません。

(3) 学校教育法による専門学校について

学校教育法第124条により、第1条に掲げる（中学校、高等学校、中等教育学校、大学及び高等専門学校等）以外の教育施設で、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として専修学校が定められ、第125条により、専修学校には高等課程、専門課程又は一般課程を置くこととされています。この専修学校のうち、第126条第2項により、専門課程を置く専修学校は専門学校と称することができるものとされています。専門学校専門課程で、以下に掲げる要件を満たし、文部科学大臣が認めるものを修了した者は高度専門士又は専門士と称することができます。

●「高度専門士」の要件

- ①修業年数が4年以上であること。
- ②全課程の修了に必要な総授業時間が3,400時間以上。又は単位制による学科の場合は、124単位以上。
- ③体系的に教育課程が編成されていること。
- ④試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。

●「専門士」の要件

- ①修業年数が2年以上であること。
- ②全課程の修了に必要な総授業時間が1,700時間以上。又は単位制による学科の場合は、62単位以上。
- ③試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。
- ④高度専門士と称することができる課程と認められたものでないこと。

(4) 受検者の区分

1) 2級建設機械施工技術検定の学科試験合格者（平成28年度以降の合格者に限る）

2級建設機械施工技術検定の実地試験は、必要とする実務経験年数を満たすことで、同検定の学科試験の合格年度から12年以内（合格年度を含む）に連続する2回の実地試験を受検することができます。次のとおり区分されます。ただし、平成28年度以降に合格した学科試験と同じ種別の実地試験の受検に限ります。

- ①1回目実地試験受検者：学科試験合格から初めてとなる実地試験「実地試験（1回目）」を受検する者（前年度までの実地試験（1回目）の申込をした者で、受検の取り消しをした者を含む）。
- ②2回目実地試験受検者：平成29年度の実地試験（1回目）の不合格者。
2回目実地受検者は、H30年度に限り実地試験（1回目）と同じ種別の学科試験が免除され、実地試験（2回目）を受検できます。

（注1） 実地試験（1回目）の不合格者へは、平成30年2月頃に当協会から実地試験（2回目）の受検の案内を送付します。

郵便物送付先住所に変更がある場合は、必ず住所変更の手続きをしてください。住所変更の手続きがない場合は受検の案内が送付されず、実地試験（2回目）を受検できない場合があります。

《欠席者について》

* 実地試験（1回目）を欠席した者は、その試験を1回受検したことになり、翌年度の実地試験に限り学科試験が免除され実地試験（2回目）を受検できます。ただし、実地試験（2回目）を欠席した場合は、翌年度以降の学科試験は免除されないため、学科試験から受検する必要があります。

《受検の取消者について》

* 実地試験（1回目）の受検を取り消した者は、学科試験の合格年度から12年以内であれば、あらためて実地試験（1回目）から受検することができます。

2) 建設機械施工技術研修修了試験の合格者

平成6年度から平成14年度まで当協会で開催した建設機械施工技術研修の修了試験の合格者（以下、「研修修了受検者」という。）は、合格した同一の種別について学科試験が免除され、実地試験のみを受検することができます。

実地試験の受検申込の手続きは、前述の1)の②に準ずるものとします。

(5) 提出書類について

実施試験（1回目）の受検は下表の「○」印が必要な提出書類です。18頁からの記入例に従い必要事項を漏れなく記入のうえ提出してください。

平成29年度に実地試験（1回目）を受検し不合格となり、平成30年度に実地試験（2回目）と合わせて新たに別の種別の実地試験（1回目）を受検する方は、提出書類及び受検申込方法について当協会にご相談ください。

申込書類		書類No.	「2級学科試験のみ」合格者	「2級学科試験・実地試験」学科合格者※
A票	2級技術検定受検申請書	①	○	○
	履歴票	②	○	○
		③	○	×
	実務経験証明書（注1）	④	○	×
B票	合格証明書交付申請書	⑤	○	○
	試験全部免除申請書	⑥	○	○
C票	コンピュータ入力票（技術検定受検票）	⑦	○	×
D票	コンピュータ入力票（技術検定受検票）	⑧	×	○
	上記入力表に下記を貼付 ・「2級学科実地試験」学科受検票（H28又はH29）	⑧に貼付	×	○
本籍地記載の住民票（マイナンバーが記載されていないもの）			○（注2）	×
写真票（6ヶ月以内に撮影したもの）		⑨⑩	○	○
卒業証明書			○（注4）	×
「高度専門士」又は「専門士」の称号を証明する書類（上記資格で受験する場合に限る）			○（注5）	×
学科試験の合格通知（コピー）			○（注3）	×
職業訓練修了証（実務経験として受検する者に限る）			○	×

※「2級学科試験・実地試験」学科合格者としてH30年度実地試験1回目を受検できる者は、H28又はH29に学科・実地試験を受検し学科試験合格後、**実地試験を受検しなかった者**が対象です。（実地試験の申込みをしなかった又は申込後に、受検の取消しを行った者でH30年度に初めて実地試験を受検する場合は、申込書類が簡素化されます。）

（注1） 国土交通大臣が認定する職業訓練（9頁参照）を実務経験とする場合は、実務経験証明書のほか、訓練終了時に職業訓練施設から発行された修了証の写しが必要です。（H29.11.1現在該当なし。）

（注2） マイナンバーの記載がないものとしてください。マイナンバーが記載された住民票を提出された場合、マイナンバーに係る個人情報の保護について当協会は責任を負いません。

これまでに提出した住民票から、氏名又は本籍を変更した場合は、変更後の住民票（本籍記載のもの）及び戸籍抄本を提出してください。

（注3） 合格番号及び学科試験合格種別が印刷されている面をコピー（原本不可）して提出してください。実地試験は、平成28年度以降に合格した学科試験の種別について受検できます。合格通知が複数枚ある場合は、受検する種別の合格通知の写しすべてを提出してください。（次頁の事例を参照）

(注4) 卒業した学校及び学科によっては成績証明書等も必要になります。別冊の「指定学科・専修学校等一覧」で確認してください。なお、3頁の受検資格区分(二)による受検者については卒業証明書は不要です。

また、実務経験年数として職業訓練を加える場合は、その職業訓練を実施した機関の修了証明書が必要です。(H29.11.1現在該当なし。)

(注5) 「高度専門士」又は「専門士」の資格で受験する者は、その称号を証明する書類が必要です。ただし、卒業証明書に称号が記載されている場合は不要です。

《2級（学科試験のみ）の合格通知書の事例》

* 下記の事例は、平成28年度に第2種、平成29年度に第1種と第4種の学科試験に合格した場合です。

* 平成30年度に第1種と第2種、第2種と第4種又は合格種別のすべてを受検する場合は、平成28年度と平成29年度の合格通知書の写しを提出する必要があります。

* 第1種のみ又は第2種と第4種を受検する場合は、その種別の合格年度の合格通知書の写しのみ提出することになります。

* 合格通知書の写しは、下図のように、受検番号、氏名、学科試験合格種別が記載された面をコピーして提出してください。

注) 実地試験の受検は、1日当たり最大で2つの種別までで、3つ以上の種別を受検する場合は2日間以上の試験となります。

平成28年度2級建設機械施工技術検定学科試験		平成29年度2級建設機械施工技術検定学科試験（2級（学科試験のみ））								
合格通知		合格通知書								
受検番号	32□□□□	受検番号	32□□□□	*2級学科合格番号は、実地試験を受検するときに必要です。この合格通知書を大切に保管してください。 *H29以降の実地試験に合格すると、2級建設機械施工技士としての合格番号が改めて付与されます。						
2級学科合格番号	G16○○XXXX	2級学科合格番号	G17○○XXXX							
氏名	梶原 太郎	氏名	梶原 太郎	種別	1	2	3	4	5	6
種別	1	2	3	4	5	6				
学科試験合格種別		○		○			(○印は、学科試験合格種別です。)			

《2級（学科・実地試験）の合格通知書の場合》

* 平成28年度以降に「2級建設機械施工技術検定試験（学科・実地試験）」を受検し学科試験に合格した者で、その年度の実地試験の受検の取消しを行った者又は実地試験受験手数料未納者は、学科試験の合格年度を含め12年以内であれば連続する2回の実地試験を受検することができます。

* 上記《2級（学科試験のみ）の合格通知書の事例》に準じて、受検する種別の学科試験の合格通知書の写しを提出してください。

注) 「2級建設機械施工技術検定試験（学科・実地試験）」の学科試験の合格通知書には、合格種別の記載はありません。受検番号と氏名が記載された面をコピーして提出してください。

2. 種別（建設機械の種類）と実務経験・学歴について

(1) 2級建設機械施工技術検定試験の種別

2級の建設機械施工技術検定試験は、下表の第1種から第6種の種別により実施します。受検資格となる実務経験は、各種別の内容欄に例示する建設機械に係る実務経験になります。

なお、平成30年度の実地試験（1回目）は、平成28年度及び平成29年度の学科試験に合格した種別について、受検したい種別を選択して受検できますが、試験日1日当たりに受検できる種別は最大2つの種別までで、3つの種別以上を受検する場合は2日間以上の試験となります（受検する日時や種別の順番を受検者が指定することはできません）。

種別	内容
第1種	ブルドーザー、トラクター・ショベル、モーター・スクレーパーその他これらに類する建設機械による施工
第2種	パワー・ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェルその他これらに類する建設機械による施工
第3種	モーター・グレーダーによる施工
第4種	ロード・ローラー、タイヤ・ローラー、振動ローラーその他これらに類する建設機械による施工
第5種	アスファルト・プラント、アスファルト・デストリビューター、アスファルト・フィニッシャー、コンクリート・スプレッダー、コンクリート・フィニッシャー、コンクリート表面仕上げ機等による施工
第6種	くい打機、くい抜機、大口径掘削機その他これらに類する建設機械による施工

(2) 実務経験

受検資格における「実務経験」とは、建設工事の実施にあたり、建設機械を適確に操作するとともに、建設機械の運用を統一的かつ効率的に行うために必要な技術上のすべての職務経験をいい、具体的には下記に関するものをいいます。

- ・ 工事の請負者側の技術者として、建設機械による施工の管理（工程管理、品質管理、安全管理施工図の作成等を含む）、指導若しくは監督した経験（補助者としての経験を含む）。
- ・ 工事の発注者側の技術者として、施工の監督をした経験（補助者としての経験を含む）。
- ・ 建設機械の運転者若しくは運転助手として、工事の施工に従事した経験。

なお、施工に直接的に関与しない以下の経験は含まれません。

- ・ 設計のみの経験
- ・ 建設工事の単なる雑務や単純な労務作業、事務系の仕事に関する経験

上記のほか、次表の「国土交通大臣が実務経験と認定する職業訓練一覧」に示す職業訓練のうち、いずれか一つの訓練も実務経験とみなします。ただし、職業訓練の経験は、受検しようとする種別の実務経験年数ではなく、その他の種別での実務経験となります。実務経験は、最終学歴となる学校を卒業した後の経験のみとし、最終学歴以前のものと及び在学中のものは実務経験に含みません。

また、検定種別の対象となる工事の経験及び職業訓練を重複して申請することはできません。1つの工事において複数の工種を経験した場合や、ある期間に複数の工事や職業訓練を経験した場合は、各経験年数や月数を重複することなく、いずれか1つの経験として申請してください。（次頁の事例参照）

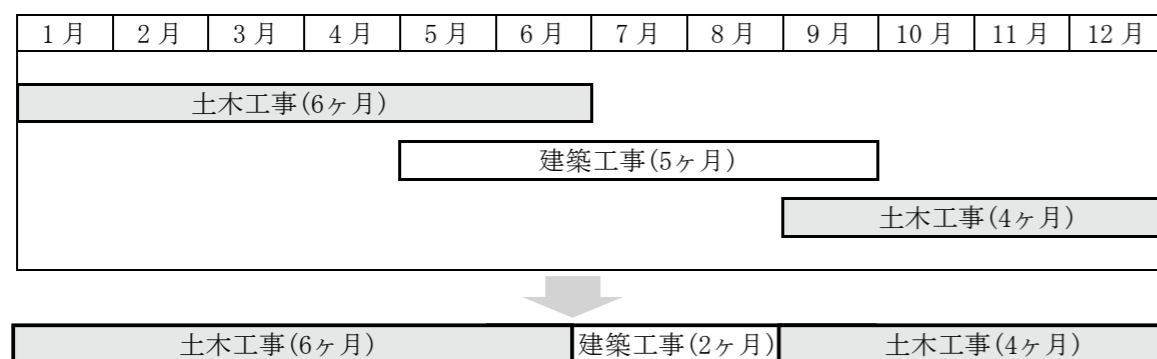
注) 職業訓練を実務経験とする場合は、訓練終了時に職業訓練施設から発行された修了証の写しを実務経験証明書とともに必ず提出してください。（H29.11.1該当なし。）

国土交通大臣が実務経験と認定する職業訓練一覧

所在地	施設名	訓練科	準拠している カリキュラム規定 (職能法省令別表)	実務経験と みなす期間
※建設機械施工技術検定においては、平成29年11月1日現在で国土交通大臣の認定を受けた職業訓練施設及び訓練科はありません。今後、受検申込期限までに認定を受けた職業訓練施設及び訓練科がある場合は、その都度当協会ホームページに掲載する予定です。				

【実務経験の期間が重複する場合の事例】

下図は、1年間に3つの工事を経験し、このうち土木工事と建築工事で3ヶ月間の重複部分がある場合の事例で、重複部分を土木工事を行った場合で算出しています。このように、重複部分をいずれかの工事経験に調整し、合計期間が1年（12ヶ月）を超えないようにする必要があります。



(3) 指定学科

受検資格における「指定学科」とは、国土交通省令で定められている学科及び国土交通大臣がそれと同等以上と認定している学科等で、別冊の「指定学科・専修学校等一覧」のとおりです。

(4) 日本国外の学校を卒業した者の学歴について

技術検定の受検資格として必要な学歴の取扱いについては、原則として学校教育法に基づく日本国内の学校を対象としています。

日本国外の学校を卒業した者が国内の学校を卒業した者と同様の条件で受検するためには、その学歴について個々に審査を受け、国土交通大臣の認定を受ける必要があります（最終学歴の学科が指定学科に相当するかということも同時に審査します。）。

受検を希望される者は、受検申請書類に下記の必要書類を添付し、当協会宛に提出してください。

1) 審査申請にあたっての注意

認定を受ける際には、日本国内での建設機械施工に関する所定の実務経験年数が必要です。

2) 審査に必要な書類

- ① 受検資格認定申請書(国土交通大臣宛)……(国土交通省HPよりダウンロードしてください。)
- ② 卒業証明書の原本のコピー及び日本語訳
- ③ 成績証明書の原本のコピー及び日本語訳(単位数、履修時間がわかるもの)
- ④ 履修科目の概要を説明したもの

なお、既に建設機械施工若しくは他の種目試験で受検資格を認定されている者は、認定書の写しを提出してください。

3) 申請方法

審査申請書類一式を当協会に提出してください(受検申請書に同封することも可能です)。

4) 審査結果等について

- ・個別認定の審査結果については、国土交通省から申請者本人宛に通知されます。
- ・国土交通大臣の認定を受けて、当協会から申請者本人宛に受検票を送付します。
- ・審査結果によっては、受検できないこともあります。

5) 国外学校認定審査に関する問合せ先

国土交通省土地・建設産業局建設業課技術検定係 TEL 03(5253)8111 (内線:24744)

(5) 学歴と実務経験の条件が重複する場合

実務経験は卒業後の経験しか認めません。

夜間部(二部)等に在学中や最終学歴とする学校への入学前の経験(職業訓練を含む。)を実務経験としたい場合は、その実務を経験する前に卒業した学校がこの受検申込における最終学歴となります。

3. 実務経験年数に関する注意

(1) 2つの種別を同時に受検する場合の実務経験年数の例示

1) 高等学校の指定学科(土木科等)を卒業した場合

第1種(又は第3種、第5種)と第2種(又は第4種、第6種)の2つの種別を受検するには、種別ごとに1年6ヶ月以上の経験があれば、通算で3年以上の経験となるため受検可能です。

どちらかが2年以上であっても、もう1つの種別の実務経験が1年6ヶ月以上必要となります。また、第1種と第3種、第2種と第4種のような奇数同士や偶数同士の種別を同時に受検することはできません。

2) 高等学校の指定学科以外の学科を卒業した場合

1)と同様に、種別ごとに2年3ヶ月以上の経験があれば受検可能です。

3) 中学校を卒業し受験する場合

1)と同様に、種別ごとに4年以上の経験があれば受検可能です。

4) 大学の指定学科以外の学科を卒業した場合

1)と同様に、種別ごとに9ヶ月以上の経験があれば受検可能です。

(2) 受検種別の経験年数の計算方法の例示(公示の経験)

建設工事においては、複数の種別の建設機械で施工されるのが通常です。そのため、各種別の実務経験の算出については、下記例示のように、従事した工事の勤務実態に基づき、各種別機械による施工割合から按分するものとします。なお、1ヶ月未満の端数は1ヶ月とします。

1) 通算の実務経験が4年となる者で、第1種を受検する場合

勤務の実態として、ブルドーザー(第1種)での施工割合が4割、ショベル(第2種)での施工割合が5割、モーターグレーダー(第3種)での施工割合が1割であれば、

- ・受検しようとする種別の実務経験は、4年(48ヶ月)×0.4 →20ヶ月 →1年8ヶ月
- ・他の種別の実務経験は、4年(48ヶ月)×0.6 →29ヶ月 →2年5ヶ月

となります。

2) 1) の者が、第2種を受検する場合

- ・受検しようとする種別の実務経験は、4年(48ヶ月)×0.5 →24ヶ月 →2年
- ・他の種別の実務経験は、4年(48ヶ月)×0.5 →24ヶ月 →2年となります。

3) 上記の者が、第3種を受検する場合

- ・受検しようとする種別の実務経験は、4年(48ヶ月)×0.1 →5ヶ月
 - ・他の種別の実務経験は、4年(48ヶ月)×0.9 →44ヶ月 →3年8ヶ月
- となり、実務経験年数が最短となる大学の指定学科の卒業者であっても、受検しようとする種別の実務経験が不足するため受検できません。

※勤務実態については、受検者及びこれを証明する者で十分に精査してください。

(3) 受検種別の経験年数の計算方法の例示(職業訓練の経験を加える場合)

1) 高等学校の指定学科(土木科等)を卒業し第2種受検する場合

この場合、第2種の実務経験が1年6ヶ月以上、その他の種別との通算の実務経験年数が3年以上必要となります。

建設工場の現場における実務経験が2年6ヶ月、このうち第1種の実務経験が1年、第2種の実務経験が1年6ヶ月ある者が、6ヶ月の職業訓練期間を合わせて受検する場合の例示です。

- ① 受検しようとする種別(第2種)の現場実務経験:1年6ヶ月
- ② その他の種別(第1種)の現場実務経験:1年
- ③ その他の種別とみなす職業訓練の期間:6ヶ月

上記のとおり、受検しようとする種別で1年6ヶ月、その他の種別で1年6ヶ月、通算の実務経験が3年となるため、受検資格を満たします。

2) 大学の指定学科以外を卒業し第2種を受検する場合

この場合、第2種の実務経験が9ヶ月以上、その他の種別との通算の実務経験年数が1年6ヶ月以上必要となります。

建設工場の現場における実務経験が1年2ヶ月、このうち第1種の実務経験が3ヶ月、第2種の実務経験が9ヶ月ある者が、6ヶ月の職業訓練期間を合わせて受検する場合の例示です。

- ① 受検しようとする種別(第2種)の現場実務経験:9ヶ月
- ② その他の種別(第1種)の現場実務経験:3ヶ月
- ③ その他の種別とみなす職業訓練の期間:6ヶ月

上記のとおり、受検しようとする種別で9ヶ月、その他の種別で9ヶ月、通算の実務経験が1年6ヶ月となるため、受検資格を満たします。

注) 職業訓練の実務経験年数となる期間については、9頁の「国土交通大臣が実務経験と認定する職業訓練一覧」に記載の期間とします。

4. 試験の方法及び内容

学科試験で合格した同じ種別について、受検種別ごとに、所定のコース内での操作施工による試験(下表参照)を行います。

なお、実地試験で受検できるのは試験日1日当たり最大で2つの種別までで、3つ以上の種別を受検する場合は2日間以上の試験となります。また、試験地は次頁の試験地一覧のとおりです。受検する種別の組合せによっては、2つの種別であっても試験日及び受検地が別となる場合があります(受検する日時や試験会場、種別の順番を受検者が指定することはできません)。

また、平成29年度に不合格となった種別と合わせて他の種別も受検する場合(1回目実地試験受検者かつ2回目実地試験受検者となる者)は、受検申込及び受検方法について当協会へご相談ください。

試験区分	試験科目	試験基準
第1種	トラクター系建設機械操作施工法	1. トラクター系建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2. トラクター系建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. トラクター系建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第2種	ショベル系建設機械操作施工法	1. ショベル系建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2. ショベル系建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. ショベル系建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第3種	モーター・グレーダー操作施工法	1. モーター・グレーダーの操作を正確に行う能力を有すること。 2. モーター・グレーダーの点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. モーター・グレーダーによる建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第4種	締め固め建設機械操作施工法	1. 締め固め建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2. 締め固め建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. 締め固め建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第5種	ほ装用建設機械操作施工法	1. ほ装用建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2. ほ装用建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. ほ装用建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第6種	基礎工事用建設機械操作施工法	1. 基礎工事用建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2. 基礎工事用建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. 基礎工事用建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。

なお、実地試験で使用する予定の建設機械は、次のとおりです。

種別	試験科目	使用機械	規格
第1種	トラクター系建設機械操作施工法	ブルドーザー	6~12 t 級
※第2種	ショベル系建設機械操作施工法	油圧ショベル [バックホウ]	山積み0.28~0.45m ³ 級
第3種	モーター・グレーダー操作施工法	モーター・グレーダー	3.1m級
第4種	締め固め建設機械操作施工法	ロード・ローラー	10~12 t 級
第5種	ほ装用建設機械操作施工法	アスファルト・フィニッシャー	ほ装幅 2.5~4.5m級
第6種	基礎工事用建設機械操作施工法	アースオーガー	杭打機 40~50 t 吊級

※第2種(ショベル系建設機械操作施工法)については、「JIS規格の操作方式左操作レバー横旋回方式」で試験を行います。

5. 試験の日時及び試験地等

(1) 試験の日時

試験区分	日	時
実地試験	平成30年8月下旬から9月中旬までのあらかじめ指定した日時 ※実地試験の受検票に同封する実地試験実施案内書で指定する日時となります。 指定日時及び試験会場の変更はできません。	

(2) 実地試験の試験地及び実施種別（予定）

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
	石(北 狩海 市道)	仙(宮 台城 市県)	下(栃 都木 都賀 郡県)	秩(埼 父玉 市県)	小(石 松川 市県)	富(静 土岡 市県)	刈(愛 谷知 市県)	明(兵 石庫 市県)	小(兵 野庫 市県)	広(広 島島 市県)	善(香 通川 等市 県)	糟(福 屋岡 郡県)	国(沖 頭繩 郡県)
トラクター系建設機械 (第1種)	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
ショベル系建設機械 (第2種)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
モーター・グレーダー (第3種)	○	○		○	○				○	○	○	○	
締め固め建設機械 (第4種)	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○
ほ装用建設機械 (第5種)	○			○			○		○				
基礎工事用建設機械 (第6種)						○	○						

注) 1: ○印が該当種別の実地試験を行う試験地です。空欄の地域では、該当種別の実地試験は行いません。
注) 2: 試験会場の規模と受検者数により、申込の希望受験地とならない場合があります。また、同じ会社の方と一緒に受検する場合でも、会場及び日時は異なる場合がありますので、必ずご自身あての通知により確認してください。

6. 受験手数料

1つの種別を受検	21,600円
2つの種別を受検	43,200円

※3つ以上の種別を受検する場合は、1つの種別につき21,600円を加えた金額となります。

*実地試験受験手数料の払込取扱票は、受検票とともに8月2日(木) (予定) に発送します。**平成30年8月13日(月)までに郵便局窓口で払込みをしてください。**

*郵便局窓口の郵便振替業務(受験手数料の払込み) は**午後4時まで**です。注意してください。

*インターネットバンキング及び電信振替による払込みは受付しません。

*実地試験の受検申請手続きは、受験手数料の払込みをもって完了となります。**払込期日を過ぎての払込みや未払いの受検者は受検することができません。**期日を過ぎた払込者へは、試験事務手数料を差し引いたうえで、10月中旬頃に郵便物送付先へ現金書留にて返金します。

*受検の取消しを行う場合は、15頁の「10. 受検の取消しについて」を参照ください。

*受検の取消手続きをすることなく試験当日に欠席した場合は、受験手数料は返金しません。取消手続きの期限を過ぎた場合も欠席扱いとなり受験手数料は返金しません。

注) 実地試験は、学科試験の合格者の状況を勘案し日程を確定する必要から、実施通知は学科試験の合格発表後となるため、実地受験手数料の払込み期間が短くなっております。受検者の皆様には、スケジュール管理にご留意いただくようお願いいたします。

7. 受検申込みについて

(1) 受検申込みの受付期間

平成30年3月2日(金)～平成30年4月2日(月)

※当日の消印まで有効ですが、料金別納や後納による消印のない郵便は、平成30年4月2日までに必着とし、期日を過ぎた受検申込みは受付しません。

(2) 提出先

〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8

一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部

(3) 受検申込方法と注意事項

①申込書類は、**必要な書類すべてに必要事項を記載のうえ**、申込書類一式を指定の申込用封筒(受検の手引に同封の青色)に入れ、**必ず郵便局の窓口で簡易書留郵便として郵送**してください(ポストへは投函しないでください)。必要書類の不足及び記入漏れや誤記など書類に不備がある場合は、受検ができないことがありますので十分に確認のうえ、申請してください。

(注): 受検者別に個別の封書で申込みしてください。同じ会社であっても、複数者による一括の申込みは受付しません。また、直接持参や宅配便等を利用した申込みも受付しません。

②受検申込は、**平成30年4月2日(月)の消印まで**の申込みが有効となります(消印のないものは4月2日必着)。**受付期間を過ぎた申込みは受付しません。**

③申込書類の到着確認は、簡易書留郵便発送時に郵便局で渡される「書留・特定記録郵便物等受領証」に記載の「お問合せ番号」により、**日本郵便のホームページ等で確認**してください。**当協会への問合せでは確認できません。**

④実地試験の受験手数料は、払込取扱票(受検票と1枚綴り)が送付される平成30年8月2日(木)から平成30年8月13日(月)までに、13頁の「6. 受験手数料」により払込みを行ってください。(受検申込時は払い込まないでください。)

⑤受験手数料の払込み時に郵便局から渡される「払込金受領証(お客様用)」は領収書に代えさせていただきますので、紛失しないように保管してください。当協会からは領収書の発行はいたしません。

⑥受検申込完了後に受検を取り消す場合は、15頁の「10. 受検の取消しについて」による取消しを行ってください。受検の取消手続きをすることなく試験当日に欠席した場合は、受験手数料は返金しません。取消手続きの期限を過ぎた場合も欠席扱いとなり受験手数料は返金しません。

⑦申込書類は返却しません。申込書類は、当協会の規定による保存期間経過後速やかに溶解処分いたします。

※平成30年度に3つ以上の種別を申込み受検者は事前に、当協会までお問い合わせください。

(4) 受検票の送付

受検票は、他の書類(受検票と1枚綴りの「実施通知書」及び「払込取扱票」と、試験会場及び日時を指定した「実地試験実施案内書」とともに、8月2日(木)に発送を予定しています。

平成30年8月6日(月)までに送付がない場合は、必ず受検者本人が当協会まで連絡してください。また、受検票が届いても、受験手数料の払込手続きが完了しないと受検できません。受験手数料は、必ず8月13日(月)までに払込みをしてください。

8. 住所変更等について

郵便物送付先住所等に変更が生じた場合は、本手引き36頁の変更届をコピーし、必要事項を記入のうえ当協会あてに送付してください。

氏名及び本籍の変更は、戸籍抄本を同封のうえ簡易書留郵便にて送付してください。受験地変更については、下記の9項によるものとします。その他の変更届については、FAXによる送付としますが、送付後に必ず電話をして当協会でも受理したことを確認してください。

9. 受験地変更について

受験地の変更は原則としてできません。ただし、転勤や転職等により**居住地が変わる等のやむを得ない理由により受験地変更を希望される場合は、平成30年8月13日(月)までに、下記①～③の書類**を同封のうえ簡易書留郵便またはFAXにより**当協会あてに送付してください。**なお、FAXによる場合は必ず事前に電話連絡したうえで送付してください。また、送付後も当協会でも受理したことを確認してください。

- ① 変更届（本手引き36頁の書式をコピーしご利用ください。）
- ② 受検票のコピー（到着していない場合は不要です。）
- ③ 変更理由を証明するもの（転居先の住民票の写し、その他転居を伴う異動を証明するもの）
※出張及び旅行等は転居を伴う異動に含みません。

なお、試験会場の都合により受験地変更ができない場合もあります。受験地変更の可否については、当協会から受検者に連絡します。上記期日を過ぎた変更届は受付しません。

10. 受検の取消しについて

受検を取消す場合は、**平成30年8月13日(月)までに文書により当協会あてに申し出てください。**当協会へご連絡いただければ、手続方法及び返金方法についてご説明いたします。

受検の取消しを申し出た受検者については、試験事務手数料を差し引いたうえで10月中旬頃に受験手数料を現金書留にて返金します。上記期日を過ぎての受検の取消しはできません。**受検の取消しがなく受検しない場合は、「欠席」となり、受験手数料は返金いたしません。**また、欠席者には不合格の通知は送付しません。

11. 実地試験にあたっての注意

集合日時と試験会場については、**実地試験実施案内書**で確認してください。

実地試験実施案内書は、受検者ごとに送付しています。同じ会社に複数の受検者がいる場合であっても、受検者ごとに集合日時や試験会場が異なる場合があります。必ず受検者本人あての**実地試験実施案内書**で確認してください。

試験会場までの経路、交通機関及び所要時間等をあらかじめ確かめたくうで、遅刻しないよう時間に余裕を持って来場してください。

- (1) 当日に持参するもの（忘れ物がないよう自宅を出る前にもう一度確認してください。）
 - 1) 受検票（紛失された場合は、(2)の2)を参照してください。）
 - 2) 実地試験実施案内書（紛失された場合は、(2)の3)を参照してください。）
 - 3) ヘルメット、作業服、安全靴（スニーカータイプのものでもよい。）
 - 4) 写真付き身分証明書（運転免許証等）

(2) 試験場における注意

- 1) 試験当日は、**実地試験実施案内書**で指定した集合時刻までに来場し、受付を済ませてください。
試験日や集合時刻等は、受検者あての案内書で確認してください。
- 2) 受検票を紛失又は忘れた受検者は、受付で仮受検票の発行手続きをしてください。仮受検票の発行には、本人確認のための写真付きの身分証明書（免許証等）が必要です。
※紛失により発行した仮受検票は、受検後も大切に保管してください。
- 3) 受付では、当協会作成の名簿と受検票との照合を行います。名簿と照合できない受検者は受検できません。照合確認のため、受付で**実地試験実施案内書**の提示を求める場合がありますので、**実地試験実施案内書**は必ず持参してください。
案内書を紛失した場合は、事前に当協会へ連絡し、試験日時と試験会場について確認を受けたうえで来場してください。
- 4) その他の注意事項については、試験当日に試験会場において説明をします。

(3) 試験の中止及び試験時間の繰下げについて

雨天でも試験は実施します。ただし、大規模災害等により試験を中止する場合及び試験時間の繰下げを行う場合は、当協会ホームページでお知らせします。公共交通機関の遅延など不特定多数の受検生に影響がある場合は、ご確認をお願いします。

12. 合格発表及び通知

(1) 合格発表予定（発表日が確定次第、当協会のホームページでお知らせします。）

- 1) 実地試験
・平成30年11月21日(水)（予定）
- 2) 合格発表の方法と場所
下記の場所に合格者の受検番号を掲示します。
 - ① 一般社団法人 日本建設機械施工協会本部及び各支部
 - ② 国土交通省（各地方整備局、北海道開発局）
 - ③ 内閣府沖縄総合事務局
 - ④ 一般社団法人 沖縄しまたて協会
 - ⑤ 一般社団法人 日本建設機械施工協会ホームページ <http://www.jcmanet.or.jp/shiken/>
 - ⑥ 官報公告

(2) 合否の通知

合格発表日に、受検者あてに郵便物送付先住所へハガキで通知します。**上記(1)の合格発表日から数日しても通知がない場合は受検者本人から当協会へご連絡ください。**ただし、試験を欠席した受検者への不合格通知は送付いたしません。

合格者には、合格通知書と合格証明書交付手数料納付書が1枚綴りとなったハガキで、欠席者を除く不合格者には、その旨を記載したハガキにより通知します。

(3) 合否等の問合せ

合否については、上記(1)及び(2)によりご確認ください。**合否及び採点に関するお問合せには一切応じられません。**

13. 技術検定の合格証明書交付申請手続きについて

2級建設機械施工技士の国家資格を得るためには、本技術検定に合格した後、国土交通大臣あてに技術検定の合格証明書交付の申請手続きが必要です。

申請は、実地試験の合格通知書と1枚綴りになっている「交付手数料納付書」に、収入印紙2,200円（割印しないでください。）を貼り、受検番号、氏名、本籍地、生年月日に誤りがないことを確認し、合格通知書に記載した宛先へ提出期限までに簡易書留郵便で郵送してください。合格証明書（B5サイズの書面）は、12月下旬頃までに申請者本人あてに送付される予定です。

合格証明書の交付申請手続きに関するお問い合わせは、国土交通省又は国土交通省が証明書交付手続きを委託する者（合格通知書に記載）へお願いします。

14. 「2級建設機械施工技士」の処遇等

前項の手続きにより「2級建設機械施工技士」の国家資格を得ると、建設業法に基づく建設業の許可及び主任技術者に就くために必要な次の①～③に示す有資格者になることができます。ただし、対象となる業種は、土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業に限られます。

- ① 請負契約の適正な締結及びその履行を確保するため、「一般建設業」の許可を得る場合に必要の営業所ごとに置く専任の技術者になれます。
- ② 建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるため、工事現場ごとに設置される主任技術者になれます。
- ③ 公共性のある工作物に関する重要な工事で一定金額以上の工事現場においては、専任の主任技術者になれます。

上記の他に得られる資格については、32頁を参照してください。

15. 不正行為に対する措置

受検中の不正行為のほか、申請書・証明書の虚偽記載等の不正な手段による受検が明らかとなった場合は、本技術検定の受検の禁止又は合格の取消しの措置を行います。この処分を受けた者は、3年以内の期間を定めて当該技術検定の受検を禁止される場合があります。

また、不正行為に関与した者は建設業法違反として罰則を受ける場合があるほか、不正の手段により取得した資格によって「建設業の許可」又は「経営事項審査」を受け、若しくは「技術者を配置」したときは、建設業法違反となり罰則を受ける場合があります。

16. 個人情報について

- 当協会は、受検者の個人情報を尊重します。
- 当協会は、受検申込みの際に試験業務の遂行上必要な事項として氏名、生年月日、本籍、住所等の個人情報を収集します。これらの情報は、当協会及び国土交通省が技術検定を適切に遂行するために利用し、それ以外の目的では利用しません。
- 受検者個人を特定する情報は、外部（国土交通省及び当該技術検定に係る業務の受託者を除く）に対して一切公表又は提供を行いません。
- 外部から個人情報の公開提供の依頼があっても、当協会はその要請を拒否し、受検者の個人情報保護を遵守します。ただし、法令により開示しなければならないときは、個人情報を開示する場合があります。
- 受検者から当協会に提出された申請書類は、当協会の規定による保存期間経過後速やかに溶解処分します。なお、受検者の受検番号、氏名、生年月日、合否の別及び写真票については、電子データにより当協会が試験事務を廃止するまで保存します。
- 受検者情報及びそれに付随する情報を確実に管理し、データの流出を防止いたします。

2級 実地試験（1回目）

17. 申込書類の作成方法

※誤って記入した箇所は、二重線を引いて、余白に必要事項を記入してください。訂正印は不要です。

（記 入 例）

申込書類	書類No.	「2級(学科試験のみ)」合格者		「2級(学科試験・実地試験)」学科合格者※	
		提出の有無	頁	提出の有無	頁
A票	2級技術検定受検申請書	○	19	○	21
	履歴票	○	19	○	21
	履歴票	○	19	×	×
	2級技術検定実務経験証明書	○	20	×	×
B票	2級技術検定合格証明書交付申請書	○	23	○	23
	2級技術検定試験全部免除申請書	○	23	○	23
C票	コンピュータ入力票 「2級学科試験のみ」合格者記入用	○	25	×	×
D票	コンピュータ入力票 「2級学科・実地試験」学科合格者記入用	×	×	○	27
	写真票（表面）	○	24	○	24
	写真票（裏面）	○	24	○	24

※「2級（学科試験・実地試験）」学科合格者としてH30年度実地試験（1回目）を受検できる者は、H28又はH29に学科・実地試験を受検し学科試験合格後、**実地試験を受検しなかった者**（実地試験の申込みをしなかった、あるいは申込後、事前に取消した者でH30年度に初めて実地試験を受検する者）が対象です。その場合は申込書類が簡素化されます。

重 要

申込書類に記載する氏名、本籍、生年月日、現住所は、住民票のとおり記載してください。また、その後当協会より送られる受検票や合格通知書に誤記がある場合は、速やかに当協会へ連絡し訂正を申し出てください。

「2級（学科試験のみ）」を受検した合格者で、H30に初めて実地試験を受検する 1回目実地試験受検者の申込書類の作成方法(①～④の記入例)

- ・ 年齢は **平成30年3月31日現在** で記入してください。
- ・ 実務経験年数は **原則として平成30年3月31日現在** として見込みで見込むと受検資格を満たす場合は **平成30年6月16日現在** の見込みを実務経験年数とすることができます。ただし、見込みに変更があった場合は、直ちに当協会へ連絡し訂正を行ってください。
- ・ 記入洩れ、誤記等がある場合、受検できませんので、受検申請者自身が正確に記入してください。
- ・ 楷書により、ボールペン又は万年筆で書いてください（鉛筆及び消せる筆記具は使用不可）。
- ・ 提出は、必ず同封の専用封筒を使用し、封筒にも受験地名、差出人の住所、受検申請者の氏名をご記入してください。
- ・ 誤って記入した箇所は二重線を引いて、余白に必要事項を記入してください。訂正印は不要です。

① 30 2級（実地1回目）
2級（学科試験のみ）合格者は合格通知書に記載されている学科合格番号(Gで始まる10桁の番号)を記入してください。

② 2級技術検定受検申請書
2級の技術検定（実地試験1回目）を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

申込日 → 平成 30 年 4 月 1 日

一般社団法人 日本建設機械施工協会 会長 殿
氏名 梶原 太郎

受検種別を○で囲んでください。
(この例は2つの種別を受検する場合の例です。)

受検種別	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	第6種
	○	○				

実地試験受検希望地 秩父

A票
氏名、本籍、生年月日、現住所は住民票に記載されているとおりに記入してください。郵便番号、アパート名、団地名、棟番号、同居先名まで正確に記入してください。

年齢は平成30年3月31日現在で計算してください。

履歴
学科試験で合格している種別を全て記入してください。

2級学科合格年度 H29
2級学科合格番号 G17○○○○XXXX
2級学科試験合格種別 第1種 第4種

フリガナ カジワラ タロウ
氏名 梶原 太郎
生年月日 平成 62 年 11 月 3 日
(満 30 年 4 ヶ月)

フリガナ トウキョウトミナトクシバコウエ
住所 東京都港区芝公園3-5-8
(〒 105 - 0011) (TEL 03 - 3433 - 0401)

フリガナ 土木部 土木課
勤務先 (株) 東京建設
(〒 000 - XXXX) (TEL 03 - 3433 - 1575)

フリガナ 区△△△△1-1-1
勤務先所在地 (株) 東京建設
(〒 000 - XXXX) (TEL 03 - 3433 - 1575)

受検資格に直接関係のある最終学歴及びその一つ前の学歴

学 校 名	学 部・学 科 名	在 学 期 間 (修 業 年 限)	修 了 の 別
東京都立港工業高等学校	機械科	15 年 4 月 ~ 18 年 3 月 (3 年 0 ヶ月)	修了
港区立東京タワー中学校		12 年 4 月 ~ 15 年 3 月 (3 年 0 ヶ月)	修了

受検種目に関する実務経験年数

受 検 種 別	第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種	第 5 種	第 6 種
(建設機械開口)	12年・0ヶ月	6年・0ヶ月	5年・0ヶ月			

受検資格に直接関係ある学歴については、卒業証明書を必ず添付してください。(中学校が最終学歴の場合を除く)

③ 2級技術検定実務経験証明書
下記の受検申請者の実務経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。

一般社団法人 日本建設機械施工協会 会長 殿
証明者 会社名 (株) 東京建設
所在地 東京都○○区△△△△1-1-1
職名 代表取締役社長
氏名 川島 三郎

受検申請者 氏名 梶原 太郎
生年月日 平成 62 年 11 月 3 日
証明者との関係 社員

受検申請者 本籍 青森県
現住所 東京都港区芝公園3-5-8

No	勤務先名	所在地 (部課名)	所属 (部課名)	在職期間中の受検種目に関する実務経験内容	在職期間中の受検種目に関する実務経験年数(月)	種類別実務経験
1	(株) 東京建設	東京都○○区△△△△1-1	土木課	工事種別 フルタイム及びローテーション	18・4 ~ 30・3 (12・0)	受検種別 (第1種) 6年0ヶ月
2					～ (.)	受検種別 (第4種) 5年0ヶ月
3					～ (.)	
4					～ (.)	
5					～ (.)	
6					～ (.)	
7					～ (.)	
8					～ (.)	
合計					18・4 ~ 30・3 (12・0)	

平成30年3月31日までの建設機械施工に関する実務経験年数(No1～No8の合計)を記入してください。
No1～No8の合計年数で受検資格を満たす方は、主要のNo9は記入しないでください。

平成30年4月1日～6月16日の実務経験年数を加算すると受検資格を満たす方は、予定月数を記入してください。

No	勤務先名	所在地 (部課名)	所属 (部課名)	在職期間中の受検種目に関する実務経験内容	在職期間中の受検種目に関する実務経験年数(月)	種類別実務経験
9					～ (.)	受検種別 (第1種) 年 月 日

誓約欄 この証明事項に事実と相違がある場合には、合格を取り消されたいことを誓約いたします。

梶原 太郎

※裏面にも記入箇所があります。

平成30年3月31日現在の実務経験で経験年数が足りない場合、学科試験前日までの実務経験年数を加算すると受検資格を満たす方は **平成30年6月16日現在** で計算し、No9の欄に実務経験年数を記入してください。

「1回目実地試験受検者」(5~6頁参照)の申込書類の作成方法(5)と写真票の記入例

- ・ 記入洩れ、誤記等がある場合、受検できませんので、受検申請者自身が正確に記入してください。
- ・ 楷書により、ボールペン又は万年筆で書いてください(鉛筆及び消せる筆記具は使用不可)。
- ・ 誤って記入した箇所は二重線を引いて、余白に必要事項を記入してください。訂正印は不要です。

B票

5

2級技術検定合格証明書交付申請書

2級の技術検定合格証明書の交付を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

国土交通省 地方整備局長 北海道開発局長 内閣府 沖縄総合事務局長	フリガナ カジワラ タロウ
氏名 梶原 太郎	フリガナ カジワラ タロウ
本籍 青森 都・道 府・県	フリガナ カジワラ タロウ
現住所 (〒105-0011) 東京 都・道 府・県 港区芝公園3-5-8	フリガナ カジワラ タロウ
生年月日 昭和62年 11月 3日 生	フリガナ カジワラ タロウ
技術検定の種目及び種別 建設機械施工 第1種 第4種	フリガナ カジワラ タロウ

(TEL. 03 - 3433 - 0401)

日付は、記入の必要ありません。

記入しないでください
平成 年 月 日

※この交付申請書は、合格者が国土交通大臣あての申請時に使用するもので、あらかじめ記入しておいて頂くものです。

6

2級技術検定試験全部免除申請書

2級の技術検定の下記試験の全部の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿	フリガナ カジワラ タロウ
氏名 梶原太郎	フリガナ カジワラ タロウ
生年月日・年齢 昭和62年 11月 3日生・満30年 5月 平成	フリガナ カジワラ タロウ
*免除番号 青森 都・道 府・県 東京 都・道 府・県 港区芝公園3-5-8	フリガナ カジワラ タロウ
受検種目 建設機械施工	フリガナ カジワラ タロウ
免除を受けようとする試験 第1種 第2種 第3種 第4種 第5種 第6種	フリガナ カジワラ タロウ
試験を受ける資格に直接関係のある試験、検定、免許 2級建設機械施工技術検定	フリガナ カジワラ タロウ
試験名称 2級建設機械施工技術検定	フリガナ カジワラ タロウ
試験若しくは検定に合格した年月日又は免許を受けた年月日 昭和29年 8月 2日 平成	フリガナ カジワラ タロウ
備考	フリガナ カジワラ タロウ

(注): ※印の欄は記入しないこと。
(注): 「受検種別」欄に、免除を受けようとする試験欄の試験区分を○で囲む。

申込日
平成 30年 4月 1日

全部免除を受けようとする、2級学科試験合格種別を○で囲む。
試験区分が学科試験を○で囲む。

写真票表 9

平成30年度技術検定写真票

フリガナ カジワラ タロウ	フリガナ カジワラ タロウ
氏名 梶原太郎	フリガナ カジワラ タロウ
受検番号 *	フリガナ カジワラ タロウ
出欠状況 実地 第1種 第2種 第3種 第4種 第5種 第6種	フリガナ カジワラ タロウ

(注) 必ず申請者本人が手書きで、ご署名ください。

4.5cm
3.5cm

(30年4月1日撮影)
(注) この大きさ以外は無効。
※印は、記入しないこと。裏面にも記入箇所があります。

写真票裏 10

フリガナ カジワラ タロウ	フリガナ カジワラ タロウ
氏名 梶原 太郎	フリガナ カジワラ タロウ
本籍 青森 都・道 府・県	フリガナ カジワラ タロウ
生年月日 昭和62年 11月 3日 生(満30歳)	フリガナ カジワラ タロウ
年齢 平成	フリガナ カジワラ タロウ
〒105-0011 東京 都・道 府・県 港区芝公園3-5-8	フリガナ カジワラ タロウ
現住所	フリガナ カジワラ タロウ
TEL. 03 - 3433 - 0401	フリガナ カジワラ タロウ
(株) 東京建設	フリガナ カジワラ タロウ
TEL. 03 - 3433 - 1575	フリガナ カジワラ タロウ
〒000-XXXX	フリガナ カジワラ タロウ
東京 都・道 府・県 区△△△1-1-1	フリガナ カジワラ タロウ

ここに貼付された写真を合格証に転写します。
左に書かれている条件をご確認の上、貼付ください。
それ以外のものは、認めませんのでご注意ください。

必ず受検者本人が、手書きで記入してください。

受検種別を○で囲んでください。
(この例は2つの種別を受検する) 場合の例です。

撮影日を必ず記入してください。
(申請前6カ月以内)

18. よくある質問

2級

Q 申込する際は、締切日必着ですか？それとも消印有効ですか？

A 締切日（4月2日（月））の消印有効です。（個人別の簡易書留で郵便局窓口より郵送してください。）

Q 住民票は、本籍地記載のものが必要ですか？

A 本籍地記載のものに限ります。コピーは不可です。取得後6ヶ月以内でマイナンバーの記載のないものを提出してください。

Q 住民票、卒業証明書、写真は、古いものでも良いですか？

A ・住民票は、取得後6ヶ月以内のものを用意してください。コピーは不可です。
・卒業証明書は、古いものでも結構です。ただしコピーは不可です。
・写真は、撮影後6ヶ月以内のパスポート用証明写真(4.5cm×3.5cm、カラー、フチなし)を用意してください。

Q 高校を卒業しました。実務経験が18年あるので卒業証明書は要らないですか？

A 最終学歴が高等学校卒業であれば必要です。ご提出いただかないと受検資格がなくなります。

Q 専門学校を卒業しています。「高度専門士」等の資格の有無を知りたいのですが？

A 卒業した専門学校にお問合せください。

Q 卒業後、婚姻などによって姓が変更となったが、卒業証明書には旧姓が記載されています。

A 卒業証明書とともに、戸籍抄本もご提出ください。

Q 受検申込書の記入に際して、誤った事項を記入してしまいました。訂正方法はどうすればいいですか？

A 訂正箇所にも二重線を引き、余白に訂正事項を記入してください。訂正印は不要です。

Q 現在失業中です。「2級技術検定実務経験証明書」の証明書等はどのように行えばいいですか？
また、勤務先欄は、どのように記入すればいいですか？

A 原則、失業中の方の「2級技術検定実務経験証明書」は、実務経験証明書に記載された直近の勤務先による証明が必要です。勤務先欄は、「現在失業中」と記入してください。
その他不明の場合はお問い合わせください。

Q 人材派遣による実務経験は有効ですか？

A 労働者派遣法第4条において、「建設業務(土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの準備の作業に直接従事した業務をいう。)」では労働者派遣事業を行ってはならないと規定されています。

Q 受検票はいつ発送されますか？

A 平成30年8月2日（木）の予定です。

Q 試験会場を知りたいのですが？

A 受検票に同封した「実施通知」をもって試験会場をお知らせしています。試験会場の住所は、実施通知に記載しております。それまでは、会場は確定しておりません。また、毎年同じ会場とは限りません。

Q 実地試験の事前練習の講習会は紹介してもらえますか？

A 当協会は、試験実施機関であり、公平性の観点から事前の講習会の紹介は行っておりません。

Q 申込後、氏名、本籍、住所が変わりました。どうすればいいですか？

A 「受検の手引」最終頁(36頁)の「郵便物送付先住所・氏名・本籍・受験地・その他変更届」に必要事項を記入し、「当協会 試験部宛」に送付してください。
※15頁「8.住所変更等について」を参照してください。

Q 実地試験は11月21日（予定）に合格発表の予定とありますが、合格発表日はいつ決まりますか？

A 合格発表日が確定次第、当協会のホームページでお知らせします。

Q 実地試験はいつまで受検できるのですか？

A 学科試験合格発表日の年度を含む12年以内（平成29年度学科試験のみ合格者は西暦2028年度まで）の連続する2回受検できます。

Q 合格したら建設機械を運転できるのですか？

A 合格した種別により運転できる建設機械が決められています。詳しくは最寄りの労働局又は労働基準監督署へお問合せください。
※32頁「表2」を参照してください。

Q 特定自主検査の方法について知りたいのですが？

A 詳しくは、最寄りの公益社団法人建設荷役車両安全協会の支部等にお問合せください。

Q その他の問合せはどうすればいいですか？

A 下記宛に、電話でお問合せください。
試験部 03-3433-1575 (9:30~12:00、13:00~17:30)
なお、土・日曜日及び祝日は休業日です。
(お問合せの際は、おかけ間違いのないようお願いいたします。)

19. 参考

(1) 建設業法による技術者制度等

建設業法においては、建設工事の適正な施工に必要な知識や経験を有する技術者を営業所や工事現場に配置することを規定しています。建設機械施工技士に関連する事項についての概略は、下表のとおりとなっています。

営業所、工事現場に配置する技術者

建設業の許可制度	許可の種類	指定建設業		その他 (左記以外の22業種)					
		土木工事業 建築工事業 管工事業 鋼構造物工事業	ほ装工事業 電気工事業 造園工事業						
営業所に必要な技術者の資格要件	許可の種類	特 定		一 般		特 定		一 般	
	営業所に必要な技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	
	元請工事における下請金額合計	4,000万円以上 注)1	4,000万円未満 注)1	4,000万円以上は契約できない 注)1	4,000万円以上	4,000万円未満	4,000万円以上は契約できない		
	工事現場に置くべき技術者	監理技術者		主任技術者		監理技術者		主任技術者	
	技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	
工事現場の技術者制度	技術者の専任	公共性のある工作物に関する建設工事で、請負金額が3,500万円以上のときに必要 注)2							
	資格者証の必要性	発注者が国、地方公共団体等のときに必要		必要ない		発注者が国、地方公共団体等のときに必要		必要ない	
	監理技術者講習受講の必要性	必要		必要ない		必要		必要ない	

注) 1. 建築一式工事の場合は6,000万円
2. 建築一式工事の場合は7,000万円

(2) 建設機械施工技士の処遇

この試験に合格すると合格者の称号及び処遇等に記載されている資格以外に次のような資格が得られます。(詳細につきましては、関係機関へお問い合わせください。)

- 労働安全衛生法で定める特定自主検査者(事業内検査者)としての資格が得られます(事業者を除く)。特定自主検査者の関係は、表1のとおりです。なお、検査方法、検査に必要な工具、検査記録簿及びステッカーについては、最寄りの公益社団法人建設荷役車両安全技術協会(建荷協)の支部等にお問合せください。
- 労働安全衛生法で定める各種運転技能講習の全部又は一部が免除されます。各種運転技能講習との関係は、表2のとおりです。詳しくは、最寄りの労働局又は労働基準監督署へお問合せください。
- 1級建設機械施工技術検定合格者は、技術士法施行規則第6条第17号の規定により技術士第一次試験の一部が免除されます。

表1 建設機械施工技士における労働安全衛生法に定める各種運転技能講習との関係

凡例【○：有資格者、△：検査者として必要な講習科目を一部免除】

建設機械施工技士	事業内検査の資格種類	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用及び解体用)		車両系建設機械(締め固め用)		車両系建設機械(基礎工専用)		車両系建設機械(コンクリート打設用)		高所作業台車	不整地運搬車
		第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	第6種	第1種	第2種	第3種	第4種
1級建設機械施工技士		○	○	○	○	△	△	△	△	△	○
2級建設機械施工技士	第1種	○	△	△	△	△	△	△	△	△	○
	第2種	○	△	△	△	△	△	△	△	△	○
	第3種	○	△	△	△	△	△	△	△	△	○
	第4種	△	○	△	△	△	△	△	△	△	○
	第5種	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○
	第6種	△	△	○	△	△	△	△	△	△	○

※事業内検査の方法等については最寄りの公益社団法人建設荷役車両安全技術協会の支部等へ照会してください。

表2 建設機械施工技士における労働安全衛生法に定める各種運転技能講習との関係

凡例【○：有資格者、△：検査者として必要な講習科目を一部免除、×：免除なし】

建設機械施工技士	技能講習の種類	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習		車両系建設機械(基礎工専用)運転技能講習		車両系建設機械(解体用)運転技能講習		不整地運搬車運転技能講習		高所作業台車運転技能講習	ショベルローダー等運転技能講習	小型移動式クレーン運転技能講習	地山の掘削作業主任者技能講習
		第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	第6種	第1種	第2種	第1種	第2種	第1種	第2種
1級建設機械施工技士		○	○	注)○(△)	○	○	○	△	△	△	△	△	△
1級建設機械施工技士	ただし、2級の第1種又は第2種に相当する操作施工法を選択した者	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	上段以外の者	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
2級建設機械施工技士	第1種	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	第2種	○	△	注)○(△)	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	第3種	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	第4種	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	第5種	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	第6種	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

注) 車両系建設機械(解体用)運転技能講習欄の○(△)については、平成25年7月の改正労働安全衛生規則の施行に伴う、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機及び解体用つかみ機(以下「鉄骨切断機等」という。)が車両系建設機械に新たに追加されたため、鉄骨切断機等については△、既存のブレーカについては○となる。

よって、1級(2種相当)及び2級(2種)の有資格者であったとしても、上記鉄骨切断機等の運転業務に就く場合には、運転技能講習規定に基づく講習(科目一部免除)を受講する必要がある。

(3) 1級建設機械施工技術検定試験の受検資格

1級受検資格は下表のとおりです。2級合格者でなくても必要な実務経験年数があれば1級を受検できます。詳細は、1級の「受検の手引」（当協会のホームページで閲覧できます）を参照してください。

区分	学歴又は資格	必要とする実務経験年数		
		指定学科	指定学科以外	
イ	学校教育法による ・大学卒業 ・専門学校卒業（「高度専門士」に限る）	卒業後3年以上 (指導監督の実務経験1年以上を含む)	卒業後4年6月以上 (指導監督の実務経験1年以上を含む)	
	学校教育法による ・短期大学卒業 ・高等専門学校卒業 ・専門学校卒業（「専門士」に限る）	卒業後5年以上 (指導監督の実務経験1年以上を含む)	卒業後7年6月以上 (指導監督の実務経験1年以上を含む)	
	学校教育法による ・高等学校・中等教育学校卒業 ・専門学校卒業（「高度専門士」「専門士」を除く）	卒業後10年以上 (指導監督の実務経験1年以上を含む)	卒業後11年6月以上 (指導監督の実務経験1年以上を含む)	
	その他の者	卒業後15年以上(指導監督の実務経験1年以上を含む)		
ロ	2級合格後5年以上の者	合格後5年以上(これに指導監督の実務経験1年以上を含む)		
	2級合格後5年未満の者	学校教育法による ・高等学校・中等教育学校卒業 ・専門学校卒業（「高度専門士」「専門士」を除く）	卒業後、次のいずれかに該当(指導監督の実務経験1年以上を含む) ①2級の種別の一つの経験が2年以上で、他の種別の経験を通算して8年以上 ②同上の経験が1年6月以上2年未満で、他の種別の経験を通算して9年以上	卒業後、次のいずれかに該当(指導監督の実務経験1年以上を含む) ①2級の種別の一つの経験が3年以上で、他の種別の経験を通算して9年以上 ②同上の経験が2年3月以上3年未満で、他の種別の経験を通算して10年6月以上
		その他の者	卒業後、次のいずれかに該当(指導監督の実務経験1年以上を含む) ①2級の種別の一つの経験が6年以上で、他の種別の経験を通算して12年以上 ②同上の経験が4年以上6年未満で、他の種別の経験を通算して14年以上	
ハ	専任の主任技術者の実務経験が1年以上ある者	2級合格後3年以上の者 (これに専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む)		
	2級合格後3年未満の者	学校教育法による ・短期大学卒業 ・高等専門学校卒業 ・専門学校卒業（「専門士」に限る）	卒業後、次のいずれかに該当(専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む) ①2級の種別の一つの経験が2年以上で、他の種別の経験を通算して6年以上 ②同上の経験が1年6月以上2年未満で、他の種別の経験を通算して7年以上	

(次頁に続く)

区分	学歴又は資格	必要とする実務経験年数		
		指定学科	指定学科以外	
ハ	専任の主任技術者の実務経験が1年以上ある者	2級合格後3年以上の者	合格後3年以上 (これに専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む)	
		学校教育法による ・高等学校・中等教育学校卒業 ・専門学校卒業（「高度専門士」「専門士」を除く）	卒業後、次のいずれかに該当(専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む) ①2級の種別の一つの経験が2年以上で、他の種別の経験を通算して6年以上 ②同上の経験が1年6月以上2年未満で、他の種別の経験を通算して7年以上	卒業後、次のいずれかに該当(専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む) ①2級の種別の一つの経験が3年以上で、他の種別の経験を通算して7年以上 ②同上の経験が2年3月以上3年未満で、他の種別の経験を通算して8年6月以上
	その他の者	卒業後、次のいずれかに該当(専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む) ①2級の種別の一つの経験が6年以上で、他の種別の経験を通算して10年以上 ②同上の経験が4年以上6年未満で、他の種別の経験を通算して12年以上		
	その他の者	卒業後8年以上 (専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む)	卒業後9年6月以上 (専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む)	
ニ	★ その他の者	2級合格者	合格後3年以上 (これに指導監督の実務経験1年以上及び専任の監理技術者の指導を受けた実務経験2年以上を含む)	
		学校教育法による ・高等学校・中等教育学校卒業 ・専門学校卒業（「高度専門士」「専門士」を除く）	卒業後8年以上(指導監督の実務経験1年以上を含む、かつ5年以上の実務経験の後に専任の監理技術者の指導を受けた実務経験2年以上を含む)	

(注)・表中の「2級」は、2級建設機械施工技術検定を指す。
・表中の「★」欄は、専任の監理技術者の指導を受けた実務経験が2年以上の者とする。

【指導監督の実務経験とは】

建設工事の施工にあたって、主任技術者、施工監督、現場主任などの立場で部下等を指示、指導または監督し、工事の施工管理を適確に実施した経験をいいます。

【専任の主任技術者の実務経験とは】

「公共性のある工作物に関する重要な工事」(次の①、②の両方に該当すること)に配置された主任技術者のことです。

- ① 工事1件の請負代金額(元請、下請にかかわらず)
*3,500万円以上(平成28年5月31日までは2,500万円以上)
*ただし、建築一式の場合は、7,000万円以上(平成28年5月31日までは5,000万円以上)
- ② 工事の種類(次のいずれかに該当するもの)
*国・地方公共団体が発注した工作物の工事
*鉄道・道路・ダム・河川・港湾・上下水道等の公共的工作物の工事
*電気事業用施設・ガス事業用施設の工事
*学校・図書館・工場・病院・百貨店・事務所ビル等の公衆または不特定多数の人が使用する施設の工事(個人住宅の建築工事以外、ほとんどが該当)
- ③ 建設業法により、定められた国家資格等を取得していない者が実務経験により主任技術者になれる条件は、i～iiiのいずれかに該当する場合です。
i. 大学・短大・高等専門学校の指定学科卒業
*許可業種の建設工事に関し、卒業後3年以上の実務経験を有すること
ii. 高等学校の指定学科卒業
*同じく、卒業後5年以上の実務経験を有すること
iii. 上記以外の場合
*同じく、10年以上の実務経験を有すること

身体の不自由がある者の受検について

身体の不自由がある者については、受検申込時に当協会までご連絡ください。必要に応じて次の準備をいたします。

- ①車椅子による受検が可能となる配慮(ただし、実技試験を除く。)
- ②試験会場までの自家用車の利用に係る配慮
- ③補聴器、拡大鏡等の使用の許可
- ④注意事項についての文字による説明
- ⑤付添者による介助の許可(ただし、学科試験における付添者の入室は原則として認めません。)
- ⑥その他対応可能な身体の不自由への配慮

なお、上記に係る配慮のための申出書の提出と、事故防止等の観点から受検についての医師の許可書等を求める場合があります。

ご 注 意

申請書類の虚偽記載は、受検ができません。また、合格が取り消されます。

不正受検(申請書・証明書の虚偽記載等)が明らかとなった場合には、受検の停止や合格の取消しが行われますので、次の点にご注意の上、受検申請を行ってください。

- 受検申請書の「実務経験内容」及び「実務経験年数」等については、受検者自身が記入・確認の上、お送りください。
- 実務経験証明書の証明者は、実務経験証明書の内容等を正確に確認の上、証明を行ってください。

※なお、申請内容については、改めて確認させていただくことがあります。

平成 30 年 月 日

平成30年度 2級建設機械施工技術検定試験（実地試験1回目） 郵便物送付先住所・氏名・本籍・受験地・その他変更届

申込時の実地希望受験地

注) 上記で該当する変更項目を、○印で囲んでください。

	受検申込時の氏名		生年月日 昭和 年 月 日 平成
受検番号 	フリガナ (氏) (名)		
	漢字		

※受検番号は受検票(平成30年8月2日発送予定)に記載しています。わからない場合は記入しなくても構いません。

変更内容（変更を届け出る項目のみ記入してください。）

①郵便物送付先住所の変更

※受検申込時に記入した「郵便物送付先」を変更する場合に、新しい送付先住所を記入してください。
※「郵便物送付先」にしていない現住所の変更については、届出は不要です。
※郵便物送付先を勤務先にする場合は、会社名も記入してください。

フリガナ	(〒 -)
住所	TEL. - -

②氏名変更（※氏名変更の場合は、戸籍抄本を添付し、必ず簡易書留郵便で送付してください。）

旧氏名	フリガナ	フリガナ	新氏名
	(氏) (名)		(氏) (名)
漢字		漢字	

③本籍変更（※本籍変更の場合は、戸籍抄本を添付し、必ず簡易書留郵便で送付してください。）

旧本籍	新本籍

※同一都道府県内での変更は必要ありません。

④希望受験地変更

※希望受験地変更の届出には、以下の書類の添付が必要です。
・受検票のコピー(受検票が到着していない場合は不要です)
・変更理由の証明になるもの(転勤辞令等の写し、転居先の住民票等)
※転勤・転居等に伴い、「郵便物送付先」も変更する場合は、上記①も記入してください。

旧希望受験地	新希望受験地	理 由
		()

⑤その他

()

注 意

- ・本届をFAXで送信する場合のFAX番号：03-3433-0401 一般社団法人日本建設機械施工協会 試験部
- ・FAX送信した場合は、必ず下記に電話し、FAXが正常に送信されたかどうか確認してください。
TEL:03-3433-1575 一般社団法人日本建設機械施工協会 試験部

注) このページをコピーして使用してください。